

第三者評価結果

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
【A1】	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b
<p><コメント></p> <p>園の全体的な計画は、本社の経営理念、保育理念に基づき、自園に見合った保育目標「なんでも考えて行動する子」「何事も楽しむ子」、保育方針として「子どもも大人も楽しい保育」「子どもの考えや行動を尊重し見守る保育」を掲げ児童福祉法、保育所保育指針の趣旨をとらえ作成しています。保育の内容は、養護と身体的、社会的、精神的発達(三視点)、食育について項目を設けて年齢別に記載し、さらに幼児期の終わりまでに育て欲しい姿や、小学校との連携なども考慮しています。</p> <p>全体的な計画に沿った各指導計画や、行事は定期的に評価、反省を行っています。年1回の全体的な計画の見直しは、子どもの成長・発達、保護者、地域の実態などについて職員が気づいた点を挙げ、次年度の計画としています。今後はさらに振り返りの期間を短く設定して丁寧に見直しをしてゆきたいと考えています。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
【A2】	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
<p><コメント></p> <p>園舎は木の温かさが活かされた造りで、清潔に保たれています。保育室は採光が良く明るく、温湿度計、空気清浄機を設置し、職員は扇風機やエアコンを使い、子どもたちが室内で快適に活動できるように配慮しています。コーナー保育を取り入れて、子どもたちの成長や興味に沿った活動がしやすいように工夫しています。一人で落ち着きたい子どもにはマットやパーテーションを使って落ち着けるスペースを作るなどして配慮をしています。</p> <p>幼児はホールで食事をしています。午睡はクラス室内を使いますが、子どもたちの間隔が充分取れています。トイレは、毎日当番職員が掃除や消毒を行っていて、清潔な環境が確保されています。子どもの体の清潔を保つための温水シャワー設備も設置されています。</p>		
【A3】	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>子どもの心身の成長や、課題については発達経過記録、個人指導計画で把握しています。保育方針に掲げられているように、個性の尊重、育ちを待つことを基本として保育を行っています。自分で上手に気持ちが伝えられない子どもには、気持ちを代弁するようにして、自分が受け入れられている事で、安心できるように接しています。そして、子どもの安心感や職員との信頼関係につながるように肯定的な言葉で受け止め、年齢に応じて理解できる言葉で穏やかに子どもに接しています。注意を伝える必要がある場合は、子どもにわかりやすく短く端的に伝えています。子どもの人権を傷つけたり、個性を否定するような言葉遣いをしないことは、保育マニュアルに記載され、職員に周知しています。ただ、とっさの場合に十分に対応が出来ていないと感じる事もあり、日々の課題として取り組んでいます。</p>		

【A4】	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>クレドの中に、保育マインドとして、一人ひとりの「いま」の姿を理解、共感し、自主性を尊重しながら成長、発達を支援するとあります。着替え、片付けなどの基本的習慣については、子どもがどのようにしたら自分でやってみようという気持ちが持てるか、誉め言葉で声かけをしたり、達成感を感じられるような環境設定になるように工夫しています。</p> <p>カードやイラスト、写真を使い行動の見える化を取り入れるなどして、子どもが主体的に〇〇してみようという気持ちになるように見守っています。日々の活動は、子どもの生活のリズムが整うように、メリハリを持たせた保育を実施しています。手洗いの方法などはクラスやトイレにイラストを使った掲示をし、子ども達に分かりやすい言葉で、何故、習慣を身につける事が大切か説明しています。</p>		
【A5】	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	b
<p><コメント></p> <p>保育室にはそれぞれの年齢に見合ったおもちゃが用意されて、子どもたちの手に取りやすい場所に置かれています。園内には工作などに使う廃材の用意もあります。園庭では、花壇では野菜や花の栽培がされ、可動の遊具があり、子どもたちは充分体を動かして遊ぶことができます。</p> <p>月に1回は3～5歳児が一人ずつグループになり異年齢で活動をしています。年上の子どもが年下の子どもをサポートしたり、年下の子どもが年上の子どものまねをして努力をしたりして、みんなと同じようにできない仲間に対して思いやるルールを、子どもが自発的に作って仲間同士で協力をしています。園の側には商店街があり、例年は行事や公園の散歩等を通じて交流がもたれています。廃材は自由に子どもたちが使えるように用意されています。職員は、主体性について勉強をしています。それを実行に移すことに課題があると感じています。</p>		
【A6】	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>0歳児は家庭との延長を大切にして、ゆったりとした保育を実施しています。子どもの成長にあわせて午前寝をしたり、ミルクなども飲みたいときに授乳しています。職員とのスキンシップを通じて子どもを受け止めています。子どもの喃語に対して、肯定的な受け答えをしたり、笑った時には「うれしいね」などと子どもの気持ちを代弁してコミュニケーションを取り信頼関係を育てています。</p> <p>子どもの表情から、「～なのかな」などと声をかけています。指先遊びや、感触の良いもの、触ると変化するもの等を含め、園では感覚遊びを取り入れ、表現する力や、感じる力が発達するようにしています。例えば、スライム、寒天遊び、ウオーターベッドなどでは全身で体感することを経験しています。保護者には、連絡帳アプリを使って時系列の園での子どもの様子や、エピソードを伝え家庭と、園で継続した保育が実施できるように配慮しています。</p>		
【A7】	A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳児未満の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>1、2歳児の保育では、子どもの気持ちに共感し、子どもが自分の気持ちを表現できるように関り、自分でしようとする気持ちを大切にしています。職員は、日ごろの子どもの活動の様子から興味の方向を見つけて、子どもが自分でしたいという気持ちに繋がるように配慮しています。手づくり玩具で環境を整えて、遊びに興味関心を持てるように工夫をしています。</p> <p>保育士は子どもの主張を肯定的に受け止め、子どもが安心できるように努めています。例えば、トラブルが起こりそうな時は、職員がおもちゃを渡したり声かけをしたりして、子どもの興味の方向を変えるようにしています。また、コーナーを作って自分だけで遊びに集中できるようにしたり、ごっこ遊びなど、お友達と遊ぶなど子どもに対して多様な遊びの場を作り充分遊びこめる環境を作っています。</p>		

【A8】	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの年齢ごとの環境構成や保育士のかかわりについては、指導計画に定めています。例えば、同じボール遊びでも、3歳児は職員がボールを転がし、そのボールに当たったら、負けというルールで爆弾ゲーム、4歳児は子ども同士が投げるルールを作って友だちといっしょに楽しみます。5歳児になると、チームを組んで友だちと協力しながら、作戦を立てたりしてドッジボールをするなど、年齢や発達に合わせて保育が行われています。</p> <p>年齢に見合った視覚的な方法で、スリッパの置く場所、一時停止のマークで部屋からの出入りの時には、走らないなど生活のルールについて理解できるように工夫しています。保護者には園便り、クラス便りを通じて保育のねらいや活動内容をお知らせしています。さらに、園内には子どもたちの活動している写真のドキュメンテーションが掲示されて保護者に見てもらえるようにしています。</p>		
【A9】	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>園舎は多機能トイレやエレベーターがあり、バリアフリーになっています。障害のある子どもを受け入れる時は、どのようにすれば子どもがスムーズに園で過ごせるかを検討して対応に努めています。配慮の必要な子どもには、その子どもの特性に合わせた個別の指導計画案を、保護者や園長をはじめとする全職員と連携を取って作成しています。</p> <p>職員だけではなく、子どもを支援する関係機関などからのアドバイスを基にして、ほかの子どもといっしょに園生活を快適に過ごせるようにするための配慮と支援に努めています。配慮の必要な子どもの成育、状況については、月案に記載して職員間で情報共有し、周知しています。職員は、障がいのある子どもの保育などに関する研修を受講し、対応方法を学び研修報告を行い、配慮が必要な子どもの保育の方向性を全職員で確認して同じ対応ができるように努めています。</p>		
【A10】	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>長時間、園で過ごす子どもたちのその日の人数や年齢層に合わせて、部屋だけではなく、ホールや、上のクラスと異年齢で過ごしたり、子どもの様子にあわせて、安全に過ごせるようしたり、柔軟な対応をしています。場合によっては戸外活動を取り入れるなどメリハリをつけた活動をしています。子どもたちが、体を横にできるようにマットやスペースを用意しています。</p> <p>長時間保育を利用する子どもには夕食か補食を提供して、子どもの心身の欲求が満たされるように配慮しています。職員は子どもが主体的に活動ができるように特別なおもちゃを用意するなどして環境を整えています。さらに、保護者と離れている子どものストレスを軽減できるように職員はスキンシップも大切にしています。職員は保護者に健康観察用紙を使用して、伝達を引き継ぎ、保護者へ伝達漏れがないようにしています。</p>		
【A11】	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画の中に、小学校との連携について明記されています。子どもが就学する小学校には、在園中の子どもの成長の記録を基にして保育所児童保育要録を担任が作成して提出しています。保護者の希望があれば、園から子どもの特徴、保護者が配慮してほしいと思っていることなどを記載して小学校に伝えて、情報共有しています。</p> <p>小学校から「図書館交流」として、他園の子どもたちと一緒に小学校に出向き、図書司書から読み聞かせをしてもらっています。園からは入学式の次の日に園の職員が「紙芝居」をしたり、ゲームをする機会があります。就学を控えた保護者には1月ごろの懇談会で、小学校の教諭が入学にあたりどのようなものを用意するかなど、園で話す機会があります。</p>		

A-1-(3) 健康管理		
【A12】	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの健康に関するマニュアルがあります。さらに、年齢別の保健計画を看護師が作成しています。そこには、保健指導、保護者との連携などが記載され、それに沿って健康指導が行われています。朝の視診で子どもの健康状態や、けがの有無などを保護者に確認し、降園時には園での子どもの様子を伝えています。子どもの既往症については、入園時の面談や、保護者からの情報で把握し、職員間でその情報を共有して対応しています。</p> <p>子どもの健康に関する情報は、児童票などに記録されるほか、連絡帳(連絡アプリ)にも記載され、職員と保護者で共有しています。SIDS(乳幼児突然死症候群)から子どもを守るために必ず体に触れて呼吸チェックを行います。感染症、嘔吐処理、熱性けいれん、肘内障など保健に対する研修が看護師から定期的に行われて職員に周知しています。</p>		
【A13】	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	a
<p><コメント></p> <p>全園児に対して、毎月の身体測定、年2回以上の健康診断、年1回の歯科健診を実施しています。健康診断、身体測定の結果は児童票に記入し、個別に結果をお知らせしています。歯科健診に関しては、紙面で結果を保護者に伝え、歯科嘱託医からの話も伝えています。</p> <p>健康診断の前には、保護者から子どもの健康状態などで気になる事についての連絡もあるので、看護師が健康診断の際にその旨を園医に伝え、その結果も保護者に連絡帳アプリを通じて知らせています。懇談会の際には、子どもの写真などを見せて子どもたちの成長について話をしています。</p>		
【A14】	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>アレルギーがある子どもへの対応では、保護者に子どものかかりつけ医からの「アレルギー検査結果」「生活管理指導票」を提出してもらっています。それを基に、食物アレルギーがある子どもには除去食を提供しています。食物アレルギーに関しては「食物アレルギー対応マニュアル」があります。職員は、看護師からアレルギーの症状や対応についての研修を受け、園内でもエピペンの研修を行って除去食アレルギーに対する最新の知識を得ています。</p> <p>献立提供にあたっては、毎月末に翌月分の個別献立チェックシートを基に保護者に見てもらい、さらに保護者、栄養士、担任、主任の間でチェックして内容確認を行っています。アレルギー対応食を提供する際には専用トレイ、専用食器を使い、子どもの名前を表示して、はっきり区別できるようにしています。さらに子どもの席をほかの子どもから離し、職員がそばについて誤配食のないように努めています。</p>		

A-1-(4) 食事		
【A15】	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。	a
<p><コメント></p> <p>年間の食育計画があり、園内の行事と行事食、献立作成の留意点、食育活動などにそって、栽培やクッキング、食を通じて学ぶ計画を作成しています。また、食事のマナーや食具への配慮もされています。子どもたちが楽しく食べられるように、職員は完食を無理強いするようなことはしていません。現在はコロナ禍の影響で、厨房で給食をよそって提供しています。子どもによっては量を少なくした子どもいるので、クラスごとに「減らし皿」をつけて子どもの負担にならないように対応しています。</p> <p>園では、好きな物を好きな順番に食べる事で自由に楽しく食べられるようにしています。子どもたちは畑で野菜を栽培して自分たちで育てたものを収穫して、持ち帰っています。例年は保育参観時に希望する保護者には離乳食を食べていただいています。給食のサンプルを掲示するなどして園の給食の取り組みを知ってもらえるように努めています。</p>		
【A16】	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p><コメント></p> <p>例年は担任が子どもの好き嫌いや、食の進みなどを把握して、食事の時に子どもたちに声をかけたり、栄養士が食事中の子どもの様子を見に行き、直接子どもから食事の感想を聞いたりして、子どもの残食や喫食状況を把握しています。月1度の本社の「調理担当の会」では、各園からの、喫食状況や食材の形状、口触り、味付けなどについての報告があり、それを踏まえて献立に生かしています。</p> <p>献立はできるだけ旬の食材を使用し、キノコの時期には、キノコを食べると風邪をひかない話をしたり、お芋を使った、クッキングを楽しんでいます。郷土料理や、世界の食事を取り入れ、季節に見合った行事食を提供するなどして、見た目も楽しい食事を提供しています。衛生管理マニュアルに沿って、調理室、保育室の衛生管理が適切に行われ、清潔が保たれています。アレルギー児も、提供されるおやつなどの見た目がおなじようになるようにアレルギーを使用しないケーキを作るなど工夫をしています。</p>		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
【A17】	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>保護者との日常的な情報交換は、連絡アプリを活用しており、送迎の際にも積極的に声かけをしています。保育の意図や内容について、入園説明会、保護者懇談会、保育参観、個別面談等で説明しています。特に、保育参観や個別面談では保護者と子どもの成長を共有できるように支援をしています。行事への参加の際には、子どもの成長を実感できるように配慮しています。</p> <p>毎月、園だより、クラスだよりを発行して、保育内容や行事等を伝えています。毎日の子どもの様子をホワイトボードに分かりやすく記載して玄関に掲示し、お迎えの際に確認できるようにしています。また、写真とコメントで作成した「ドキュメンテーション」は子どもの活動の様子を生き生きと伝えています。保護者との情報交換の内容は、必要に応じて児童票、育児相談ファイルに記録しています。</p>		

A-2-(2) 保護者等の支援		
【A18】	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<コメント> 送迎の際には、積極的に保護者に声かけをするなど、コミュニケーションによる信頼関係を築いています。保護者との相談は、定期的な個人面談の場だけでなく、いつでも応じられる様な体制をとっています。相談の日時は、保護者の都合に合わせていたり、プライバシーに配慮して事務室や休憩室を使用して実施するなど、相談しやすい体制をとっています。 相談は、担任保育士、栄養士など状況に応じて担当しており、施設長や主任の助言を受けられるなど組織として取り組めるようにしています。いつでも相談ができることは、保護者懇談会で説明・周知をしています。相談内容を記録して、育児相談ファイルに残しています。		
【A19】	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<コメント> 虐待等権利侵害を見逃さないように、虐待防止のマニュアルに基づき、毎日子どもの心身の状態を観察しています。気になることがあれば、「気になる園児の症状」として記録を残しています。その場合は、速やかに園長に報告、法人本部に連絡、職員会議で対応を協議するなど体制を整えています。保護者に声かけをするなどして、子どもの様子を見ていることを知らせています。 虐待等の予防のため、保護者の体調や子どもの様子に不審なことがあれば、送迎の際等に何気なく話を聴くようにしています。虐待等の報道があれば、法人の担当部署から関連資料が送信されており、その都度、内容を確認して虐待等の防止に向けて職員会議等で話し合いをしています。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
【A20】	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<コメント> 保育士等は、年間指導計画については四半期ごと、保育日誌は日々の自己評価を行っています。自己評価に当たっては、クラスごとに指導計画のねらい、内容、環境構成が適切であったかどうかという視点で話し合い、保育士の意識の向上や保育内容の改善につなげています。保育実践の中で生じた「ヒヤリハット」の事例と改善策をそれぞれ付箋紙に記載して掲示するなど、主体的に事故防止に取り組んでいますが、それも自己評価の話し合いがもとになっています。 協同して自己評価を行うことにより、それが学び合いの場となり、保育士等は専門性の向上に努めています。保育士等の自己評価を保育所の自己評価につなげ、次期の指導計画に反映するなど継続的な取組としています。		